

杉並区社会教育委員の設置に関する条例

昭和六十三年十二月一日

条例第二十三号

改正 平成一三年 三月 七日条例第一一号

平成一四年 三月二九日条例第二九号

(設置)

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十五条第一項の規定に基づき、杉並区に杉並区社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第二条 委員の定数は、九人以内とする。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の公開)

第四条 委員の会議は、公開とする。ただし、委員の会議の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(委任)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年三月七日条例第一一号)

この条例は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条から第十五条までの規定は、同年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年三月二九日条例第二九号)

この条例は、公布の日から施行する。